

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第16号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年静岡県規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会員に関する定例報告) 第6条 （略） 2 省令第17条の2第1項第5号及び第2項第3号の知事の定める事項は、登録番号とする。	(会員に関する定例報告) 第6条 （略） 2 省令第17条の2第1項第6号の知事の定める事項は、登録番号とする。 3 省令第17条の2第2項第3号の知事の定める事項は、法人番号とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。